

令和7年4月

愛読者各位

株式会社日本法令出版部

『労使トラブル円満解決のための 就業規則・関連書式作成ハンドブック』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がありました。
訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

● p 129 22行目～

【誤】 なお、実務的には、健康保険の傷病手当金について事業主が受取代理人となり、入金された傷病手当金から、従業員の同意を得て、社会保険料の従業員負担分や住民税を控除して、従業員に送金するという方法でも問題ありません。

【正】 なお、以前は、健康保険の傷病手当金について事業主が受取代理人となることも認められており、事業主が受領した傷病手当金から社会保険料の従業員負担分や住民税を控除して、休職者に送金するという処理も可能でした。

しかし、協会けんぽは令和5年1月にこの運用を廃止し、事業主が傷病手当金の受取代理人となることは原則として認められなくなりました。

● p 800 11行目の後半～

【誤】 休職命令を出す時点では、休職者に傷病手当金を申請する意思があるかわからないことも多く、申請しない場合は、休職者による社会保険料の送金が必要になるため、このような記述をしておくべきでしょう。

ただし、健康保険の傷病手当金の申請があった場合は、傷病手当金を事業主の口座で受領し、社会保険料の本人負担分を差し引いたうえで、残額を事業主から休職者に送金するという対応が可能です。

【正】 削除

以上